

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 救急病院の認定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 指定介護予防サービスの事業の廃止

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届

医療推進課

健康推進課

〃

〃

指導監査課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

出

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

<ul style="list-style-type: none">○ 道路の位置の指定○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了○ "○ 公募型プロポーザル方式による特定役務の調達手続の実施	目次
<ul style="list-style-type: none">建築指導課〃〃教育委員会	担当課(室)
	目次
	担当課(室)

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

◎岡山県告示第四百十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

セントラルシティ病院

2 所在地

岡山市南区築港栄町一九―三〇

二 認定年月日

令和六年四月一日

三 認定の有効期限

令和九年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

藤田病院

2 所在地

岡山市東区西大寺三―八―六三

二 認定年月日

令和六年三月三十一日

三 認定の有効期限

令和九年三月三十日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

玉野三井病院

2 所在地

玉野市玉三―二―一

二 認定年月日

令和六年四月一日

三 認定の有効期限

令和九年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

玉野市民病院

2 所在地

玉野市宇野二―三―一

二 認定年月日

令和六年四月一日

三 認定の有効期限

令和九年三月三十一日

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
倉敷平成病院
 - 2 所在地
倉敷市老松町四―三―三八
 - 二 認定年月日
令和六年四月一日
 - 三 認定の有効期限
令和九年三月三十一日
-
- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称
中谷外科病院
 - 2 所在地
玉野市田井三―一―二〇
 - 二 認定年月日
令和六年三月三十一日
 - 三 認定の有効期限
令和九年三月三十日

◎岡山県告示第百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年四月二日

指定した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーション デューン倉敷北

倉敷市川入七九五―一五 川入事務所一階

令和六年四月一日

◎岡山県告示第百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年四月二日

指定した医療機関

名称

あやめ薬局

所在地

浅口市鴨方町鴨方一〇九二一七

指定年月日

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

パステル薬局 花の街店

倉敷市浜ノ茶屋三二七―三四

令和六年四月一日

おざき薬局

瀬戸内市長船町福岡一〇三―一三

令和六年四月一日

株式会社 早川町薬局

真庭市久世二五〇九―一

令和六年四月一日

東邦薬局 和気店

和気郡和気町日室一四三―一

令和六年四月一日

訪問看護ステーション デューン新倉敷

倉敷市玉島爪崎四四六 MK北ビル二〇三号室

令和六年四月一日

ザグザグ薬局 邑久店

瀬戸内市邑久町豊原八六―一

令和六年四月二日

◎岡山県告示第四百四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

m u n i .

2 所在地

都窪郡早島町前潟三一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社凸凹 a c t .

2 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町前潟三一番地

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇一二二

五 サービスの種類

保育所等訪問支援

◎岡山県告示第四百十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

o i c o s s o c i o

2 所在地

勝田郡勝央町黒坂五八番地の三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人大崎ゆりかご会

2 主たる事務所の所在地

津山市西吉田菰原三六番地の一

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇八七

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

next socio

2 所在地

津山市西吉田四九一番地九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人大崎ゆりかご会

2 主たる事務所の所在地

津山市西吉田菰原三六番地の一

三 廃止年月日

令和六年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇一七八

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百四十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

コロココロン2

2 所在地

総社市中央二丁目二二―一五 一〇一号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人TMY

2 主たる事務所の所在地

総社市駅前二丁目一五―一八

三 廃止年月日

令和六年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇一九三

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

にじいろスクエア・せとうち児童発達支援センターひよこ・放課後等デイサービスことり

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄八七三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和气郡和气町日笠下一六一三―五

三 廃止年月日

令和六年三月三十一日

四 事業所番号

三三五―二〇〇〇二一

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

はびねすケアサービス

2 所在地

岡山県浅口市金光町占見新田三一八五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社はびねす

2 所在地

岡山県浅口市金光町占見新田三一八五番地一

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一一七一

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

わかくさ訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県備前市西片上二二二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人草加草仁会

2 所在地

岡山県備前市西片上二二二一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年三月四日

四 介護保険事業所番号

三三六一一九〇〇一四

五 サービスの種類

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションライフ・ケア・アイ

2 所在地

備前市西片上一〇六八番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ライフ・ケア・アイ

2 主たる事務所の所在地

備前市西片上一〇六八番地四

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 事業所番号

三三一一一〇〇三一一

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

はびねすケアサービス

2 所在地

浅口市金光町占見新田三一八五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社はびねす

2 主たる事務所の所在地

浅口市金光町占見新田三一八五番地一

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 事業所番号

三三一六〇〇一八七

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

◎岡山県告示第百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護ステーションいぶき

2 所在地

美作市川北一〇八九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人幸輝会

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区国府市場九八五番地一

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 事業所番号

三三一五〇〇二一三

五 サービスの種類

居宅介護

◎岡山県告示第百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所セレク

2 所在地

津山市上河原四六六一 サンライズマンション一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

エステラ合同会社

2 主たる事務所の所在地

津山市上河原四六六一 サンライズマンション一〇一

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九八七

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所 あかり

2 所在地

浅口郡里庄町里見五三〇一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人結

2 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見六〇四二番地六

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 事業所番号

三三一二七〇〇〇八五

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

W i n d r o w

2 所在地

津山市大田四九三 バーゼルハイムA棟一階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

W i n d r o w 合同会社

2 主たる事務所の所在地

津山市種六九三

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九九五

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あお空。ふらす

2 所在地

浅口市金光町占見五二〇番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人明光会

2 主たる事務所の所在地

浅口市金光町佐方二一三〇番地

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 事業所番号

三三一六〇〇一九五

五 サービスの種類

生活介護

◎岡山県告示第百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援A型事業所 あかり

2 所在地

浅口郡里庄町里見五三〇一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人結

2 主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見六〇四二番地六

三 廃止年月日

令和六年三月三十一日

四 事業所番号

三三一二七〇〇〇五一

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

◎岡山県告示第百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ウイズユー

2 所在地

津山市東一宮六五一―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人児島地区障害者地域活動センター

2 主たる事務所の所在地

倉敷市児島下の町四―一四―三五

三 廃止年月日

令和六年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九一二

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

真庭市社協訪問介護北事業所

2 所在地

真庭市下湯原四七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人真庭市社会福祉協議会

2 主たる事務所の所在地

真庭市久世二九二八

三 廃止年月日

令和六年三月三十一日

四 事業所番号

三三一四〇〇五九

五 サービスの種類

同行援護

◎岡山県告示第百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションはっぴーらいふ

2 所在地

美作市福本一四九―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社HITOMI

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区中仙道一―一〇―四一

三 廃止年月日

令和六年三月三十一日

四 事業所番号

三三一―五〇〇―一七一

五 サービスの種類

居宅介護

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

◎岡山県告示第百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくら・介護ステーション瀬戸内

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄三六三番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社瀬戸内興産

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町山田庄三六三番地四

三 廃止年月日

令和六年三月三十一日

四 事業所番号

三三一―二〇〇九五

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

指定年月日

あやめ薬局

浅口市鴨方町鴨方一〇九二一七

調剤

令和六年四月一日

◎岡山県告示第百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年四月二日

指定を更新した医療機関

名称

東邦薬局和気店

所在地

和気郡和気町日室一四三―一

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事

伊原木

隆

太

更新年月日

令和六年四月一日

◎岡山県告示第百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

有限会社綱薬局

真庭市蒜山上長田四八八―四

調剤

令和六年一月二十七日

訪問看護ステーションあおぞら

苫田郡鏡野町吉原三〇六

訪問看護（肝臓移植術後の抗免疫療法）

令和六年三月三十一日

◎岡山県告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富西谷字向原三二八、字柳峪三二九、三三〇、字林の谷三三一、字樋ヶ峪三三九、字穴ヶ岨三四八、字大木山三五二、三七一、字立畑三七二の三、字牛取山川三七五、字あさみ峪三七六の一、字蜘蛛淵の上三七八の一、三七九の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

岡区 第十五号	岡区 第十四号	岡区 第十三号	岡区 第十二号	岡区 第十一号	岡区 第十号	岡区 第九号	岡区 第八号	岡区 第七号	岡区 第六号	岡区 第五号	岡区 第四号	岡区 第三号	岡区 第二号	岡区 第一号	免許番号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	令和五年岡山 県告示第二百 四十三号	海区漁場計画 の告示番号
〃	〃	日生町漁業協同組合	日生町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	日生町漁業協同組合	漁業権者の名称
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	海区漁場計画の告示による 海区漁場計画のとおり	免許の内容、条件 及び存続期間

◎岡山県告示第百六十七号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和六
 年四月一日次のとおり漁業の免許をした。
 令和六年四月二日
 岡山県知事 伊原木 隆 太

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

◎岡山県告示第百六十八号

地方自治法施行令第12号の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第二条によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第16号）第百五十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。
令和6年4月2日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
岡山県内の各自動車教習所における手数料に係る徴収の事務
- 二 委託した収入の種類
岡山県内の各自動車教習所において徴収する手数料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
一般財団法人岡山県交通安全協会	岡山市北区御津中山四四番地三
ウエストジャパン興業株式会社	岡山市中区清水四一八
株式会社モトヤエデュケイツ	倉敷市中島二二三六一〇〇
株式会社大和	兵庫県姫路市書写二〇八一―三
株式会社岡山自動車教習所	岡山市中区土田三二〇
株式会社クラボウドライビングスクール	倉敷市北浜町六番一号
株式会社NHファシリテーズ	千葉県市原市八幡海岸通一
株式会社旭東自動車教習所	瀬戸内市邑久町豆田一〇八三番地
株式会社 SIGNAL BLUE	高梁市正宗町一九〇五
学校法人津山基督教学園	津山市沼一二四
株式会社勝英自動車学校	勝田郡勝央町平一二二七番地の六
株式会社稲荷自動車教習所	岡山市北区小山五四四
株式会社新見自動車教習所	新見市西方二九二九番地の二
株式会社総社自動車教習所	総社市秦五六九
株式会社岡山ももたろう自動車学校	岡山市中区藤崎六二二―四

四 委託を受けた事務を行う場所

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

自動車教習所の名称	自動車教習所の所在地
岡山自動車学校	岡山市中区円山六四六
備前自動車備前教習所	備前市大内九四六番地
倉敷自動車学校	倉敷市中庄一八二二
倉敷自動車教習所	倉敷市中島二二三六一〇〇
大和自動車教習所	岡山市中区海吉一四二四
備前自動車岡山教習所	岡山市中区清水四一八
岡山自動車教習所	岡山市中区土田三二〇
クラブウッドライビングスクール	倉敷市北浜町六番一号
玉野自動車教習所	玉野市用吉一六九七番地の一
旭東自動車教習所	瀬戸内市邑久町豆田一〇八三番地
高梁自動車学校	高梁市高倉町田井一四六七番地の五
沼自動車学校	津山市沼一二一
勝英自動車学校	勝田郡勝央町平一二二七番地の六
笠岡自動車学校	笠岡市十番町一番二
津山自動車学校	津山市林田六二五
稲荷自動車教習所	岡山市北区小山五四四
真庭自動車学校	真庭市目木一四四七番地
新見自動車教習所	新見市西方二九二九番地の二
倉敷マスカット自動車学校	倉敷市松島一一〇九
新倉敷自動車学校	倉敷市玉島勇崎一一四一
岡山もたろう自動車学校	岡山市中区藤崎六二二一四

五

委託の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

倉敷マスカット大型自動車学校

倉敷市松島一〇九

「一六〇」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

- 1 購入等件名及び予定数量
岡山県庁舎で使用する電気
使用予定電力量4,263,000キロワット時（1年間）
 - 2 仕様等
入札説明書による。
 - 3 納入期間
令和6年8月1日から令和7年7月31日まで
 - 4 納入場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁舎
 - 5 入札方法
入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、1年間の総価で入札に付することとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。
 - 6 その他
(1) の使用予定電力量は、令和5年3月から令和6年2月までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮して設定している。また、天候等により変動する。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
(1) 令和6年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用、再生可能エ

エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき令和6年4月30日午後4時までに申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁本庁舎地下1階)

電話 (086) 226-7537 (直通)

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎営繕班 (岡山県庁本庁舎4階)

電話 (086) 226-7238 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年4月2日(火)から同月30日(火)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所において交付する。また、岡山県総務部財産活用課のホームページからもダウンロードすることができる。(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年5月27日(月) 午後2時(郵送等による入札書の受領期限は、同月24日午後5時)

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下1階用度課入札室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(3)の期限までに提出する以外に、一般競争入札(条件付)参加申出書及び入札説明書で指定する必要書類を令和6年4月30日(火)午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項
当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity for Okayama Prefectural Government Office main building and several other buildings
4,263,000kWh (1 year)

(2) Delivery period :
From 1 August, 2024 through 31 July, 2025

(3) Delivery place :
Okayama Prefectural Government Office
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi

(4) Time limit for tender :
2:00 P.M. 27 May, 2024 (by mail 5:00 P.M. 24 May, 2024)

(5) Contact point for the notice :
Property Utilization Division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural Government
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570

Japan

TEL 086-226-7238 (direct dialing)

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

〔一六一〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
 令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県 第一一九二号	副産石灰肥料	粒状石灰質肥料	アルカリ分 四五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社岩倉 大阪府藤井寺市川北三丁目一番四号	令和五年十一月三十日
岡山県 第一一九一号	副産肥料	コーンアッシュⅢ	く溶性りん酸 二三・〇 内水溶性りん酸 一・五 く溶性加里 一五・〇 内水溶性加里 四・〇 く溶性苦土 一〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	令和五年十月五日
岡山県 第一一九〇号	混合有機質肥料	土壌元	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	令和五年五月十二日
岡山県 第一一八九号	炭酸カルシウム肥料	55・0肥料用タンカ ル	アルカリ分 五五・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八九三五番地	令和五年四月二十八日
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日

岡山県 第一一九三 号
混合有機質肥料
配合243
窒素全量 りん酸全量 加里全量
二・〇 四・〇 三・〇
含有を許される有害成分の 最大量及びその 他の制限事項は 公定規格のとおり
有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地
令和五年十二月二十日

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

〔一六二〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
 令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第九八六号	消石灰	60.0消石灰	アルカリ分 60.0	該当なし	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八三三五番地	令和五年四月二十八日
岡山県 第一〇六二号	消石灰	60.0消石灰	アルカリ分 60.0	該当なし	株式会社緑研 岡山県高梁市備中町西山一七五九番地	令和五年十月三十一日
岡山県 第一一二二号	消石灰	70.0消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	株式会社緑研 岡山県高梁市備中町西山一七五九番地	令和五年十月三十一日
岡山県 第一一一三号	魚かす粉末	魚骨粉4-19	窒素全量 4.0 りん酸全量 19.0	該当なし	マルハ製肥株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	令和五年十二月十八日
岡山県 第一一一四号	混合有機質肥料	液状混合有機質肥料5 11	窒素全量 5.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社アミノール化学研究所 兵庫県神戸市中央区江戸町九八番地一	令和五年十二月二十一日
岡山県	蒸製皮革紛	12.0蒸製皮革紛肥	窒素全量 12.0	該当なし	エムシー・ファーターイコム株式会社	令和六年一月四日

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

岡山県	岡山県 第一一五三 号	岡山県 第一一五一 号	岡山県 第一一一八 号	岡山県 第一一二七 号	岡山県 第一一二六 号	岡山県 第一一二五 号
消石灰	混合石灰肥料	混合石灰肥料	なたね油かす及 びその粉末	蒸製皮革紛	蒸製皮革紛	
70.0消石灰	粒状混合石灰肥料S	内海混合石灰肥料	粒状なたね油かす	6.0蒸製皮革紛肥料	10.0蒸製皮革紛肥 料	料
アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 四二・〇	アルカリ分 四四・〇 可溶性苦土 一〇・〇 内く溶性苦土 七・五 可溶性マンガ ン 一・六〇 内く溶性マン ガン 一・四〇 く溶性ほう素 〇・五〇 内水溶性ほう 素 〇・二五	加里全量 一・〇 窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇	窒素全量 六・〇	窒素全量 一〇・〇	
該当なし	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	該当なし	該当なし	該当なし	
シーシーエフジャパン有限会社	かきがら工業協同組合 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三	内海工業株式会社 岡山県倉敷市玉島柏島七〇八八番地の 三	中国物産株式会社 岡山県笠岡市笠岡二三六九番地の三一	エムシー・フ ァーティコム株 式会社 東京都千代田 区麴町一丁目 一〇番地	エムシー・フ ァーティコム株 式会社 東京都千代田 区麴町一丁目 一〇番地	東京都千代田 区麴町一丁目 一〇番地
令和五年四月二十六日	令和五年四月四日	令和五年二月二十日	令和六年一月五日	令和六年一月四日	令和六年一月四日	

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

岡山県 第一一六四号	岡山県 第一一六三号	岡山県 第一一六一号	岡山県 第一一六〇号	岡山県 第一一五九号	岡山県 第一一五七号	岡山県 第一一五六号
なたね油かす及びその粉末	なたね油かす及びその粉末	混合有機質肥料	副産動植物質肥料	魚かす粉末	消石灰	
5.3粒状なたね油粕	5.3なたね油粕粉末	新サージンEX	内海有機入り副産動物質肥料	魚荒粕粉末97号	70.0消石灰	
窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 三・〇	窒素全量 七・〇	窒素全量 九・〇 りん酸全量 七・〇	アルカリ分 七〇・〇	
該当なし	該当なし	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	該当なし	該当なし	
加藤製油株式会社 大阪府大阪市此花区梅町二丁目一番一	加藤製油株式会社 大阪府大阪市此花区梅町二丁目一番一 六号	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	内海工業株式会社 岡山県倉敷市玉島柏島七〇八八番地の三	小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地の一	東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一〇号	愛知県岡崎市市場町字東町一三番地
令和六年二月九日	令和六年二月九日	令和五年十二月四日	令和五年九月十四日	令和五年八月二十五日	令和五年五月十七日	

号

加里全量
一・〇

六号

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

岡山県 第一一六二号	岡山県 第一一三八号	岡山県 第一〇四八号	岡山県 第一〇四〇号	号
混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	
ニュー勇氣満点5号	土壌元	土壌つこ3号	土壌つこ2号	
窒素全量 りん酸全量 加里全量 五・〇 四・〇 一・〇	窒素全量 りん酸全量 加里全量 三・〇 二・〇 一・〇	窒素全量 りん酸全量 加里全量 四・〇 二・〇 一・〇	窒素全量 りん酸全量 加里全量 三・〇 四・〇 一・〇	加里全量 一・〇
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	号
令和五年五月十一日	令和五年五月十一日	令和五年五月十一日	令和五年五月十一日	

岡山県 第一一六七号	岡山県 第一一六六号				
混合有機質肥料	加工家さんふん肥料				
有機の基	美咲グリーン				
窒素全量 りん酸全量 加里全量 三・〇 四・〇 一・〇	窒素全量 りん酸全量 加里全量 四・〇 三・〇 二・〇				
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり				
日本有機株式会社 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号	有限会社美咲ファーム 岡山県久米郡美咲町越尾才ノ神六七九番地一				
令和五年五月十一日	令和五年九月一日				

〔一六四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市真備町川辺及び船穂町柳井原地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び水準点測量）	測量の種類
令和六年三月二十五日から同年五月三十一日まで	測量期間

〔一六五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市東区光明谷 地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和六年三月七日から同年 八月二十三日まで	測量期間

〔一六六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市東区光明谷 地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和六年三月七日から同年 八月十三日まで	測量期間

〔一六七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	一級河川旭川水系 旭川（指定区間外） 及び百間川
測量の種類	公共測量（航空レーザ測深）
測量期間	令和六年三月二十二日から 令和七年二月二十八日まで

〔一六八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市児島田の口 地内	測量区域
及び路線測量 公共測量（基準点測量、現地測量）	測量の種類
令和六年三月十八日	終了年月日

〔一六九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市邑久町豆田 田内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和六年三月十九日	終了年月日

令和6年4月2日 岡山県公報 第12587号

〔一七〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備前局 建第八五〇号 令和六年三月二十 五日	備前市伊部字久保田二二八〇番 一、二二八〇番二の一部、二二八 一番二の一部、二二八〇番二地先 水路	六・〇二	四〇・七一

〔一七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七二〇番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山三五番地一シャーマゾンきびじB一〇六

黒田 侑希

黒田 沙織

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月十一日岡山県指令建指第三二六号

〔一七二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年四月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南四〇六番八、四〇六番九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央五丁目六番地一〇五アブランドルⅣ一〇二号

内田 貴之

内田 紗智代

三 許年月日及び許可番号

令和六年一月十日岡山県指令建指第三二三号

「一七三」政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の調達について、次のとおり公募型ポータル方式による調達手続を実施する。

令和六年四月二日

岡山市長 伊原 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立高等学校・中学校等入学者選抜におけるインターネット出願システム構築・調達業務

(2) 調達業務の特質等

岡山県立高等学校・中学校等入学者選抜におけるインターネット出願システム構築・調達業務技術提案内容説明書（以下「技術提案説明書」という。）及び岡山県立高等学校・中学校等入学者選抜におけるインターネット出願システム構築・調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。また、高等学校においては、岡山県立高等学校入学者選抜と併せて岡山市立岡山後楽館高等学校、玉野市立玉野商工高等学校及び備前市立片上高等学校入学者選抜を、中学校及び中等教育学校においては、岡山県立中学校、中等教育学校入学者選抜と併せて岡山市立岡山後楽館中学校入学者選抜においても同一のシステムを利用して実施することとし、契約については、高等学校、中学校及び中等教育学校を所管する各自治体と個別に締結することとする。

なお、各自治体に事務局を置き、岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室を代表事務局とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（岡山県教育委員会契約分）
契約締結日から令和7年3月31日まで（岡山市、玉野市、備前市教育委員会契約分）

(4) 履行場所

受託事業所内及び岡山県教育委員会の指定する場所

(5) 契約方法

技術提案型契約方式（ポータル方式）により公募する。

2 技術提案に参加できる者の資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 岡山県から役務の提供に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 情報システムに係る認証等の資格（プライバシーマーク、ISMS等）を有している

こと。

- (8) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類「8 情報・通信サービス」の格付区分が「A」であり、かつ、小分類「2 システム等開発・改良」に登録があること。
 - (9) 本件業務の履行期間中、本件業務を実施する上で必要となる実務経験、資格等を有した業務担当責任者を配置すること。
 - (10) 過去2年以内に次のいずれかの業務を元請けとして受託した実績を有すること。
 - ア 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市において、システム構築及び保守・運用業務又はサービスの提供を受託した実績
 - イ 本システムと類似するシステム構築及び保守・運用業務又はサービスの提供を受託した実績
- 3 技術提案参加資格確認申請手続
- この技術提案への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、技術提案参加資格の確認を受けなければならない。
- (1) 技術提案参加資格確認申請書の交付等
- ア 交付期間
令和6年4月2日（火）から同月19日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室
電話 (086) 226-7578（直通）
FAX (086) 224-2535
電子メールアドレス miryoku@pref.okayama.lg.jp
また、岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/348/>）からダウンロードすることもできる。
- (2) 技術提案参加資格確認申請書の受付等
- ア 受付期間
令和6年4月2日（火）から同月19日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所
(1) イの場所に同じ。
 - ウ 提出書類
技術提案参加資格確認申請書
 - エ 提出方法
持参又は郵送等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）とする。ただし、提出期限までに必着することとし発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。
- (3) 結果通知等
- 技術提案参加資格について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。なお、技術提案参加資格が不適合と認められた者は、県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- 4 技術提案説明書の交付等

- (1) 技術提案説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間
令和6年4月2日(火)から同月19日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所
 - 3 (1)イの場所に同じ。また、岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/348/>)からダウンロードすることもできる。
- 5 技術提案書の説明
この技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。
 - (1) 技術提案審査説明会の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年5月13日(月) 午前(時刻の詳細は別途連絡する。)
 - イ 場所
岡山市中区古京町一丁目7番36号
岡山県庁分庁舎608会議室
 - (2) 提案書の提出
技術提案審査説明会に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、提出期限までに必着することとし発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。
 - ア 提出期限
令和6年5月2日(木) 午後5時(必着)
 - イ 提出場所
 - 3 (1)イの場所に同じ。
 - ウ 提出書類
 - ・ 提案書(様式第4号)
 - ・ 技術提案の内容を説明するための資料
 - ・ 業務の実施体制に関する資料(様式任意)
 - ・ 企業等の概要
 - ・ 当該事業類似事業に係る資料
 - ・ 見積書(様式1及び任意様式でその内訳を記載)
 - (3) 最優秀提案者の選定
 - ア 提案技術審査説明会に先立ち、代表事務局は実績に対する評価及び経費見積書の価格に対する評価について、事前評価する。
 - イ 審査委員は、技術提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、提案の評価(300点満点)を行い、事務局が集計する。
 - ウ 集計結果をもとに、全審査委員による協議を行って最優秀者を選定し、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。なお、当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、審査委員の協議により順位を決定することとする。
 - 6 その他
 - (1) 技術提案及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 契約書の作成の要否
要
- (5) その他
詳細は、技術提案説明書による。

7 Summary

- (1) Content and quantity of the service to be procured :
Construction and Procurement of Internet Application System for Admission Selection of Okayama Prefectural High Schools and Junior High Schools
- (2) Contract period :
From Date of Contract through 31th March, 2027 (Okayama Prefectural Board of Education)
From Date of Contract through 31th March, 2025 (Okayama City, Tamano City, Bizen City Board of Education)
- (3) Fulfillment place :
Specify in the technical proposal
- (4) Date of Technical Proposal
AM 13th May, 2024
- (5) Contact point for notice :
High School Attractiveness Promotion Office, High School Education Division,
Okayama Prefectural Education Agency,
2-4-6 Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL : (086) 226-7578